

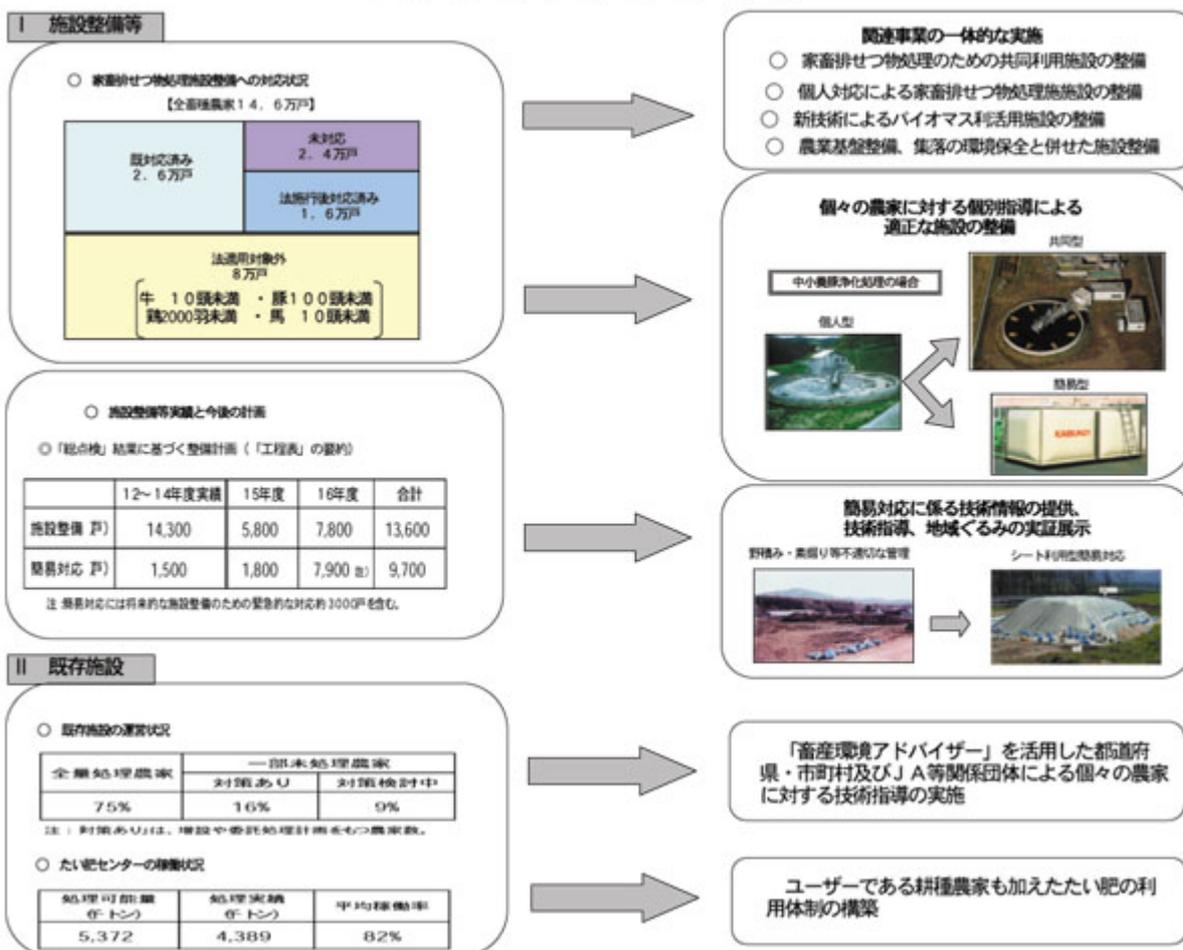
# 家畜排せつ物処理施設の整備状況とたい肥の利用促進について

農林水産省生産局畜産部畜産企画課  
環境保全係長 松田 正勝

家畜排せつ物処理施設の整備については、平成11年11月に施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物が野積み・素掘り等不適切な管理となっている場合には、家畜排せつ物法管理基準の適用猶予期限である平成16年10月末までに、管理基準に従った管理をしなければならないこととなっている。

このため、猶予期限までに施設整備を緊急かつ計画的に行うため、昨年3月末に農林水産省とJA全中が共同して「畜産環境整備促進特別プロジェクト」を立ち上げた。そのプロジェクトにおいて、施設の整備・稼働状況、整備推進上の問題点の把握と分析を行うため、昨年5月初旬から6月上旬にかけて全畜種農家戸数14万6千戸のうち、法の適用対象となる6万6千戸について、農家個別点検による「総点検」を実施した。(図1)

## 「総点検」結果の概要



その結果、平成11年11月の家畜排せつ物法の施行時点ですでに対応していた農家が2万6千戸、12年度以降に対応した農家が1万6千戸、未対応の農家が2万4千戸となっていた。この未対応農家を15、16年度で整備していくことになるが、未対応の2万4千戸の整備計画(工程表)が策

定され、15年度5,800戸、16年度で7,800戸の施設整備を計画しているほか、残りの9,700戸については、簡易処理方式による対応により、家畜排せつ物法管理基準に適合させることとなっている。そのため、簡易処理方式による対応にかかる技術情報の提供、技術指導、地域ぐるみの実証展示などを行っているところである。

今後はこの総点検結果にもとづいて、猶予期限内での施設整備を完了させるべく、その具体的方策を内容とする「工程表」に従って、図2の推進体制のもと、施設整備目標の達成を目指すこととなっている。

また、「総点検」では、4万2千戸の既存施設の稼働状況についても調査を行ったがその結果、

- ① 全量処理できている：75%
- ② 一部未処理だが、施設増設、たい肥センター等への委託処理等の対策がある：16%
- ③ 対策を検討中：9%

と、既存施設の約9割が処理対策ができていますが、残りの約1割については、対策を検討中であった。

これら既存施設の運営管理については、平成11年～14年度までに養成された、約4,000名の「畜産環境アドバイザー」を活用した都道府県・市町村及びJA等の関係団体による個々の農家に対する技術指導を実施していくこととしている。

また、たい肥センターの稼働率については、当初低いものと考えていたが、平均稼働率は82%と高いものであった。しかしながら、畜産農家と耕種農家の数に地域差があったり、たい肥の撒き手がないことや肥料成分の問題などでたい肥流通の問題は依然として存在しており、今後はさらにユーザーである耕種農家も加えたたい肥の利用体制の構築を進めていく必要がある。

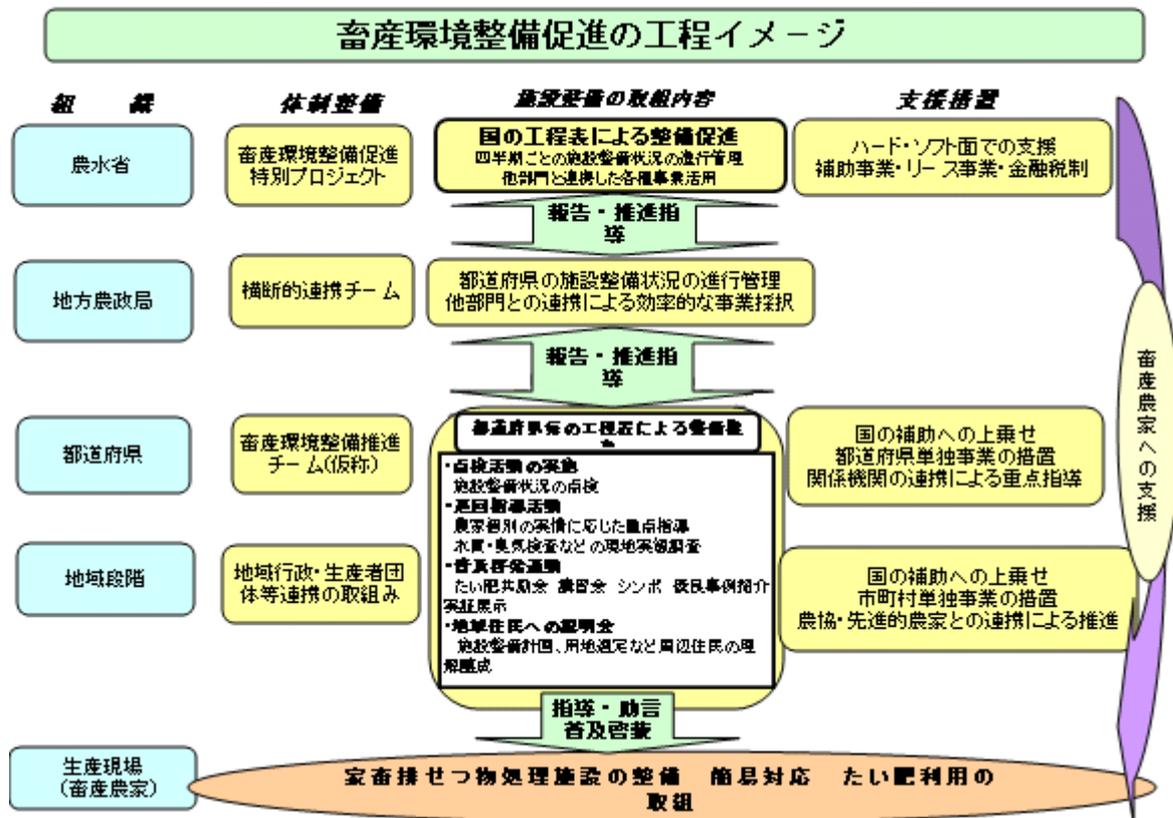


図1にも示されているように、82%のたい肥センターが稼働している状況は、比較的円滑にたい肥が流通していることを物語っているが、先に述べたとおり、地域差や散布労力不足等のたい肥流通上の問題は依然として存在しており、この問題については、まずは耕種農家が望むたい肥を作り、その上で販売努力が求められる。

たい肥が順調に捌けているところというのは、うまく広報活動を行っているし、有料にせよ散布活

動などにも力を入れている。また、自ら成分分析をして内容表示をし、積極的なPR活動などでたい肥を売っていきこうという努力を行っている。

なお、たい肥の成分分析にかかる経費や機器の導入、パンフレットづくりやユーザーを交えての協議会の開催などに対しては国の補助事業があるので、それらを利用して販促活動をしてもらいたい。

また、たい肥の利用を促進するため、散布活動に対する助成もあり、たい肥生産・散布をコントラクターを使って行う場合に、奨励金を出すという制度もあるので、これらを活用して更なるたい肥の流通促進を図っていただきたい。